

倉敷市老人福祉施設整備計画（令和８年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業所整備分）募集要領

令和７年６月２３日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

老人福祉施設の施設整備に対して、適正かつ公正な審査を経て、施設整備等に要する費用の一部を助成することにより、健全な施設整備の促進を図る。

２ 募集対象施設等

施設種別	整備 区分	整備圏域等	選定数	計画者
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	創設 開設準備	市内全域	１施設	法人格を有する者

３ 整備年度

令和８年度中に整備が完了すること。

４ 募集期間・応募方法

（１）募集期間

令和７年６月２３日（月）から令和７年８月２２日（金）午後５時１５分まで

※令和７年８月８日（金）までに「整備計画調査票」（様式ファイル参照）を提出すること。（提出は、メール又は持参すること。）

提出先メールアドレス：wlfhlt@city.kurashiki.okayama.jp

（２）応募方法

所定の書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること（郵送は不可とする）。書類に不備があれば受理しないので注意すること。

（３）提出部数等

A４版ドッチファイル（色指定なし）に番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、３部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

（４）応募・問合せ先

〒７１０－８５６５ 倉敷市西中新田６４０

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

電話 ０８６—４２６—３３０３

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1019072.html>

５ 応募資格

ア 法人格を有する者であること。

イ 原則として、法人本部が市内にある法人とする。

６ 審査方法

（１） 施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会において行う。

（２） 審査する項目に基礎項目と評価項目を設け、基礎項目のうち必須とする項目の一つでも不適合があれば審査対象外（失格）とする。基礎項目及び評価項目を採点し、選定基準点を満たした計画のうち上位の計画から補助協議の対象施設として選定する。

※補助協議の対象施設として選定されても国（県）補助が実施されない案件に対する市の単独助成は行わない。

７ 今後のスケジュール（予定）

令和７年１１月 事業計画書に対する詳細をヒアリング

１２月 倉敷市社会福祉施設整備等審査会において、整備対象となる事業計画を選定（法人によるプレゼンテーションも審査する。）

令和８年 １月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

８ 施設整備の方針

（１） 用地

ア 創設を行う場合の計画地については、事前に関係部局と協議し、開発の許可等を受けることができる計画であること。

イ 創設（新築）にあつては、災害レッドゾーン（都市計画法第３３条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地）には原則建てることできない。また、災害イエローゾーン（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とする。（災害レッドゾーン、災害イエローゾーンについては様式の２用地を参照すること。）

ウ 用地は、法人の所有又は国や地方公共団体からの貸与（使用許可）が原則である。た

だし、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する旨の確認書類があれば、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受ける計画でも差し支えない。なお、事業の安定性・継続性確保の観点から、既に抵当権が設定されている土地については、原則的には認められないことに留意すること。

エ 創設において新たに土地を取得又は賃借する場合、隣地地権者等からの同意書を得ること。ただし、土地の一筆又は複数筆の一部を事業計画地として使用する場合には、同意書を求める隣接地権者等の範囲について、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

オ 近隣に迷惑をかけることのないよう十分な駐車場の確保に努めること。

(2) 建物及び設備計画

ア 建物及び設備計画は、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、消防法、厚生労働省通知、その他の関係法令及び規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

新たに整備する事業は、当該補助の条件としてスプリンクラー等消防設備の設置をしなければならないことに注意すること。

イ 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）第3章第1節に定める生活関連施設の規定に適合するものであること。なお、用途名称から生活関連施設の種別判断が困難なものについては、第二種保健福祉施設とみなす。

(3) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、用地取得費、造成費、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有し、かつ、事業費高騰等不測の事態に対応できるよう予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(4) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(5) 借入金

借入れは、福祉医療機構からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。

なお、協調融資による借入れを計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

9 その他

- (1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国（県）補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。

- (2) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。

施工業者等の選定にあたっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。特に、入札に参加できるのは、倉敷市契約課が公表している「建設工事入札参加資格者名簿」に掲載されている業者に限られるので、業者から見積書を取得する際は留意すること。

なお、工事入札については、設計者は参加できない。

- (3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。

- (4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守されるべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。

なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。

- (5) この要領で示している対象施設及び補助金の額等は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。

- (6) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金返還の可能性のあることに留意すること。